

# ○国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則

〔平成16年4月1日  
規則第26号〕

改正	平成17. 1. 1	16規則188	平成18. 4. 1	18規則104
	平成18. 6. 22	18規則112	平成18. 7. 27	18規則121
	平成20. 3. 1	19規則96	平成24. 9. 25	24規則34
	平成20. 3. 1	19規則96	平成24. 9. 25	24規則34
	平成27. 3. 20	26規則88	平成27. 12. 17	27規則31
	平成29. 3. 28	28規則37	令和元. 7. 25	元規則18
	令和3. 9. 1	3規則11	令和4. 3. 17	3規則40
	令和5. 9. 14	5規則31		

## 目次

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 放射性同位元素等の利用（第13条－第27条）

第3章 放射性同位元素装備機器の利用（第28条－第36条）

第4章 記録の管理、危険時の措置及び報告等（第37条－第41条）

第5章 雑則（第42条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素等の取扱い及びこれらの管理に関する事項を定めることにより、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

2 この規則は、法第21条第1項に定める放射線障害予防規程である。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「法令等」とは、法及び法に基づく法律施行令等をいう。
- (2) 「取扱者」とは、放射性同位元素等の取扱いをしようとする者をいう。
- (3) 「機器取扱者」とは、放射性同位元素装備機器を使用しようとする者をいう。
- (4) 「実験施設」とは、科学分析支援センターのアイソトープ実験施設をいう。
- (5) 「機器使用室」とは、放射性同位元素装備機器を使用する場所をいう。
- (6) 「放射線施設」とは、実験施設及び機器使用室をいう。
- (7) 「所属長」とは、取扱者が所属する部局の長をいう。
- (8) 「事業所」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）第3条第2項に定める事業所をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規則は、次に掲げる者に対して適用する。

- (1) 本学に所属する取扱者
  - (2) 本学に所属する機器取扱者
  - (3) 本学の放射線施設を使用する取扱者
  - (4) 本学の放射線施設に立ち入る者
- (組織)

**第4条** 放射性同位元素等の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(学長の職務)

**第5条** 学長は、本学における放射線障害の発生の防止及び安全確保に関する業務を統括する。

(放射線障害防止委員会)

**第6条** 本学に、放射線障害の発生の防止及び安全確保に関する重要事項を審議するため、放射線障害防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める国立大学法人埼玉大学放射線障害防止委員会細則による。

(放射線取扱主任者の職務)

**第7条** 本学に、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）1人を置く。

2 主任者は、放射線障害の発生の防止及び安全確保に関し、次項に定める職務を行うとともに、学長、科学分析支援センター長（以下「施設長」という。）及び放射線障害防止委員会委員長に意見を具申することができる。

3 主任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害の防止に関する規則等の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上必要な計画作成への参画
- (3) 放射線障害の発生を防止するために必要な教育訓練の計画及び実施
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法令等に基づく申請、届出及び報告の審査
- (6) 立入検査等への立ち合い
- (7) 放射性物質及び放射線発生装置の取扱いにおける異常及び事故の原因調査への参画
- (8) 放射性物質及び放射線発生装置の使用状況並びに施設、帳簿及び書類等の監査
- (9) 取扱者に対する監督・指導

(10) 関係者への助言、勧告及び指示

(11) その他放射線障害防止に関する必要な事項

4 学長、施設長及び放射線障害防止委員会委員長は、前項にかかわる主任者の意見を尊重しなければならない。

5 主任者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、委員会の議を経て、学長が任命する。

6 学長は、主任者に法第36条の2に規定する定期講習を受けさせなければならない。

7 学長は、主任者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他学長が必要と認めるとき。

(放射線取扱主任代理者)

**第8条** 主任者が旅行、病気その他の事故により不在となる期間に、主任者の職務を代行させるため、放射線取扱主任代理者（以下「代理者」という。）を置く。

2 代理者は、主任者となる資格を有する者のうちから、委員会の議を経て、学長が任命する。

3 学長は、代理者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て、解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) その他学長が必要と認めるとき。

(施設長の職務)

**第9条** 施設長は、放射線障害の発生の防止及び安全確保に必要な実験施設の維持管理に関する業務を行う。

(安全管理担当者の職務)

**第10条** 実験施設に、安全管理担当者を置く。

2 安全管理担当者は、科学分析支援センターに所属する教職員のうちから、施設長が任命する。

3 安全管理担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 管理区域に立ち入る者の入退室、放射線被曝及び放射性汚染の管理

(2) 放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定

(3) 実験施設及び設備の保守管理

- (4) 放射線測定器の保守管理
- (5) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (6) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (7) 取扱者等に対する教育及び訓練計画の立案並びにその実施の補助
- (8) 取扱者等に対する健康診断計画の立案及び実施の補助
- (9) 放射性廃棄物の管理及びそれらの処理に関する業務
- (10) 前各号の業務に関する記帳、記録の管理及びその保管
- (11) 関連法令に基づく申請、届出等の事務手続  
(機器使用室の長の職務)

**第 1 1 条** 機器使用室に、機器使用室の長を置き、機器使用室における放射線障害の発生の防止及び安全確保に関する業務を処理する。

2 機器使用室の長は、放射性同位元素装備機器の取扱いに関する専門知識と経験を有する者のうちから、委員会の議を経て、主任者が任命する。

(管理区域)

**第 1 2 条** 施設長及び機器使用室の長は、放射線障害の発生の防止のため放射線障害の発生のおそれのある場所を管理区域として指定し、柵、その他人がみだりに立ち入らないようにするための措置を講じるとともに、必要な標識を付けなければならない。

2 施設長及び機器使用室の長は、放射線施設の見やすい所に、放射線障害の発生の防止に必要な注意事項を掲示するものとする。

## 第 2 章 放射性同位元素等の利用

(登録)

**第 1 3 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ所定の様式により、所属長を経て主任者に登録の申請をし、その許可を受けなければならない。

(1) 本学に所属する取扱者

(2) その他、主任者及び施設長が認め、本学の実験施設を使用する者

2 前項により登録の申請をした者は、第24条に定める教育訓練を受けなければならない。

3 主任者は、前項の教育訓練を受け、第25条に定める健康診断において可とされた者に限り登録を許可するものとする。

4 前項の登録の有効期間は、登録の許可を受けた年度内とし、更新を妨げない。

5 主任者は、登録を許可し、又は登録を更新した場合は、遅滞なくこれを施設長及び当該所属長に通知するものとする。

(法等の遵守と違反者への措置)

**第14条** 取扱者は、実験施設の使用に当たっては、放射線障害の発生の防止及び安全確保のため、この規則を遵守しなければならない。

2 委員会は、取扱者がこの規則を遵守しないときは、前条に定める登録を取り消すことができる。

(一時立入者)

**第15条** 見学等の目的で管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）は、主任者及び施設長の許可を得なければならない。

2 主任者は、一時立入者として許可する場合は、当該一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育訓練を実施しなければならない。

3 主任者は、一時立入者が管理区域に立ち入るときは、個人被曝線量計を携帯させなければならない。

(使用)

**第16条** 取扱者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 個人被曝線量計を携帯し、定められた実験衣、履物等を使用すること。

(2) 研究又は業務上必要な物以外の物品を持ち込まないこと。

(3) 着用した実験衣、履物等のまま管理区域の外に出ないこと。

(4) 取扱者は、主任者の指示に従い、放射線障害の発生のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を実験開始前及び実験終了後に測定し、安全を確保するものとする。

(汚染の除去)

**第17条** 取扱者は、人体の汚染を発見したときは、直ちに汚染を除去しなければならない。

2 取扱者は、作業台、床及び作業機材の汚染を発見したときは、直ちに汚染を除去しなければならない。

3 取扱者は、前2項の汚染を除去するときは、汚染状況に応じた汚染除去を行うとともに、汚染を拡大しないようにしなければならない。

4 取扱者は、第1項又は第2項の汚染を発見したときは、直ちに主任者及び施設長に報告しなければならない。

(保管)

**第18条** 取扱者は、放射性同位元素の貯蔵又は保管については、主任者の指示に従い、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

(1) 取扱者は、放射性同位元素を容器に入れ、貯蔵室において貯蔵しなければならない。その際、安全管理担当者に確認の上、貯蔵室の貯蔵能力を超えないようにしなければならない。

(2) 取扱者は、実験が終了したときは、使用した放射性同位元素を必ず貯蔵室に

保管しなければならない。

(3) 取扱者は、貯蔵室の出入扉に施錠しなければならない。

(4) 取扱者は、年2回、放射性同位元素の在庫と記録を対照して、その結果を主任者に報告し、確認を受けなければならない。

(5) 取扱者の異動の際は、当該取扱者は所有する放射性同位元素の処理について速やかに主任者に報告しなければならない。

(廃棄)

**第19条** 取扱者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染されたものを廃棄する場合には、これを不燃物、可燃物、難燃物、無機液体、有機廃液及び動物遺体等に区分し、所定の廃棄物容器に入れなければならない。

2 気体状の放射性同位元素は、排気設備の排気口における放射性同位元素を法令等に規定する許容濃度限度以下にして排気する。

3 器具の洗浄水等は、排水設備の排水口における放射性同位元素濃度を法令等に規定する許容限度以下に希釈して排水する。

4 第1項により区分した廃棄物のうち、動物遺体については、主任者の指示を受けて所定の乾燥装置により乾燥処理を行うものとする。

5 廃棄物は、廃棄物保管室に保管廃棄した上、主任者が法第4条の2に定める許可廃棄業者に引き渡すものとする。

6 主任者は、廃棄物保管室の出入扉に施錠しなければならない。

(実験施設の汚染状況の測定)

**第20条** 安全管理担当者は、放射線障害の発生のおそれのある場所について、放射線測定器を用いて、直接法又は間接法により、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を取扱開始前並びに取扱開始後は1か月を超えない期間ごとに1回以上の測定を行い記録しなければならない。

2 安全管理担当者は、前項の測定により汚染を発見したときは、直ちに汚染を除去する措置を講じるとともに、主任者へ報告しなければならない。

(被曝線量等の測定)

**第21条** 管理区域に立ち入る者は、管理区域に立ち入っている間継続して胸部(女子にあっては腹部)及び最も大量に被曝するおそれのある部位等について、個人被曝線量計により外部放射線による個人被曝線量を測定しなければならない。

2 前項に規定する測定は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行わなければならない。

3 放射性同位元素を吸入した場合又は吸入するおそれのある場合には、内部被曝による線量を測定しなければならない。

4 管理区域に立ち入った者は、実験終了時に、人体部位、着衣等放射性同位元素

により汚染されるおそれのある部分について、汚染検査を行わなければならない。ただし、汚染が容易に除去できない場合には、その結果を記録しなければならない。

- 5 主任者は、第1項から第3項までの規定による個人被曝線量の測定結果を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月間並びに4月1日を始期とする1年間について、当該期間ごとに集計の上記録しなければならない。また、放射性同位元素を誤って摂取した場合は、測定の都度記録しなければならない。
- 6 主任者は、本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、個人被曝線量の測定結果について、前項の記録に加え、毎月1日を始期とする1か月間ごとに集計の上記録しなければならない。
- 7 第5項の規定による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20mSvを超えた場合は、以降当該1年間を含む5年間の累積実効線量を、毎年度記録しなければならない。
- 8 主任者は、第1項から第4項までの測定では次の項目について記録しなければならない。
  - (1) 測定対象者の氏名
  - (2) 測定者の氏名又は測定を依頼した機関の名称
  - (3) 放射線測定器の種類及び形式
  - (4) 測定日時
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定部位及び測定結果
- 9 主任者は、第1項から第4項までの測定結果から算出した実効線量、等価線量及び算定対象期間を記録しなければならない。
- 10 主任者は、実効線量の算定を外部被曝、内部被曝及びその合算値について行い、5年ごとの累積線量の集計を行い記録しなければならない。
- 11 主任者は、眼の水晶体の等価線量の5年ごとの累積線量の集計を行い記録しなければならない。
- 12 主任者は、記録の都度、その写しを当該学部等の長を通じて本人に交付しなければならない。
- 13 一時立入者の被曝の測定は、100 $\mu$ Svを超えるおそれがある場合に行うものとする。
- 14 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況については、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこれらの値を算出することができるものとする。

(放射線測定器の点検及び校正)

**第21条の2** 第20条第1項及び前条第1項から第4項までの測定に用いる放射線測定器は、定期的に点検及び校正を行わなければならない。

2 前項の点検及び校正に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(実験施設の維持管理)

**第22条** 取扱者は、使用する実験施設を常に法令等に適合する状態に保たなければならない。

2 取扱者は、使用する実験施設に、次に掲げる異常を発見したときは、直ちにその旨を施設長に報告しなければならない。

(1) 床や壁の構造の損傷

(2) 排気設備及び排水設備の異常

(3) 管理区域に設けられた扉及び棚の損傷

(4) 各種標示装置等の異常

(5) その他放射線障害の発生の防止及び安全確保上問題となる異常

3 安全管理担当者は、前項のほか、実験施設の異常の有無に関して、定期的に巡視点検を行うとともに、別記に定める項目及び頻度に従い、定期点検を行わなければならない。

4 安全管理担当者は、巡視点検又は定期点検により異常を発見したときは、直ちにその旨を施設長に報告しなければならない。

5 施設長は、第2項又は前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を主任者及び学長に報告するとともに、主任者の指示に従って放射線障害の発生を防止するため、実験施設の使用の一時禁止又は制限その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

6 学長は、前項の報告を受けたときは、主任者と協議の上、異常箇所の修復に関し、施設長に指示するとともに、国立大学法人埼玉大学不動産管理規則に準じて可及的速やかに適切な処置を講じるものとする。

7 施設長は、前項の修理、改修等の処置が終了したときは、その結果について主任者及び学長に報告しなければならない。

(受入れ、払出し及び運搬)

**第23条** 取扱者は、放射性同位元素の受入れ又は払出しを行うときは、あらかじめ主任者に届け出て、その承認を得なければならない。

2 主任者は、前項の届出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。

(1) 受入れ又は払出しを行おうとする放射性同位元素が、放射性同位元素等使用承認証で許可された数量以下であること。



(2) 運搬する放射性同位元素が所定の基準線量率以下であり、かつ、運搬者が受ける被曝線量が基準以下であること。

3 取扱者は、運搬を完了したときは、速やかに主任者に報告し、その確認を受けなければならない。

4 運搬は、所定の運搬用安全容器を使用し、かつ、その表面には、放射性同位元素の種類及び数量を明示し、標識を付けなければならない。

5 放射性同位元素の運搬は、前各項に定めるもののほか、法令等の定める基準に従い行わなければならない。

6 前各項の規定は、同一管理区域内で放射性同位元素を移動する場合には適用しない。

(取扱者への教育訓練)

**第24条** 学長は、主任者ととともに、放射線障害の発生を防止するため、新規取扱者に対し、管理区域に立ち入る前に、次に掲げる項目及び時間の教育訓練を実施するものとする。

(1) 放射線の人体に与える影響（30分以上）

(2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱い（90分以上）

(3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令及び国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則（60分以上）

(4) その他放射線障害防止に関する必要な事項

2 学長は、主任者ととともに、放射線障害の発生を防止するため、取扱者に対し、前回の実施日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内に教育訓練（以下「再教育訓練」という。）を実施するものとする。

3 取扱者への再教育訓練の項目及び時間については、次に掲げるものとする。

(1) 放射線の人体に与える影響（20分以上）

(2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱い（50分以上）

(3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令及び国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則（10分以上）

(4) その他放射線障害防止に関する必要な事項

4 教育訓練及び再教育訓練の内容及び時間数は、主任者が計画し、委員会が決定する。

5 主任者は、必要に応じて随時教育訓練を行うことができる。

6 他の事業所において当該年度に教育訓練を受けた者については、受講したことを証明する物を提出させることにより、第1項及び第2項に規定する教育訓練の実施に代えることができる。

7 第1項及び第2項の規定にかかわらず、主任者は、安全管理担当者と協議の上、

第1項又は第3項に掲げる項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目の教育訓練を省略することができる。この場合において、主任者は、教育訓練の記録に当該者の氏名及び省略理由を記載しなければならない。

8 第15条第2項の一時立入者への教育訓練の項目及び時間については、次に掲げるものとする。

- (1) 放射線の人体に与える影響（5分以上）
- (2) 放射性同位元素装備機器の安全取扱い（5分以上）
- (3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害防止に関する法令及び国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則（15分以上）
- (4) その他放射線障害防止に関して必要な事項  
（健康診断）

**第25条** 主任者は、第13条第1項により登録を申請した者及び取扱者に対し、管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後は、1年を超えない期間ごとに健康診断を受けさせなければならない。

2 健康診断は、問診及び検診とする。

3 問診は、次の事項について行うこと。

- (1) 放射線の被曝歴の有無
- (2) 被曝歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被曝の状況

4 検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、第1号から第3号までの部位又は項目については、医師が必要と認める場合に行うものとする。

- (1) 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
- (2) 皮膚
- (3) 眼
- (4) その他原子力規制委員会が定める部位又は項目

5 前項の規定にかかわらず、主任者は、管理区域に立ち入った者が次の各号の一に該当するときは、直ちに医師の診断を受けさせなければならない。

- (1) 放射性同位元素による皮膚の汚染が容易に除去できないとき。
- (2) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのあるとき。
- (3) 放射性同位元素を誤って飲み込んだとき。
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて被曝し、又は被曝したおそれのあるとき。

6 第4項の規定にかかわらず、初めて管理区域に立ち入る前の健康診断は、同項第1号及び第2号の部位又は項目について、必ず行わなければならない。

7 健康診断の結果は、記録しなければならない。

8 主任者は、診断の都度、前項の記録の写しを当該所属長を経て本人に交付しなければならない。

9 他の事業所において健康診断を受けた者については、その結果の写しを提出させることにより、第1項及び第6項に規定する健康診断の実施に代えることができる。

(保健指導)

**第26条** 主任者は、次に掲げる者に対し、その者の健康状態に応じ管理区域への立入時間の短縮、立入禁止等の措置を講じるとともに、医師の助言により必要な保健指導を行わなければならない。

(1) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被曝した、又は被曝したおそれのある者

(2) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射性同位元素を体内に取り込み、又は取り込んだおそれのある者

(3) 健康診断において放射線障害を受け、又は受けたおそれがあると診断された者

(4) その他健康上の理由により医師が必要と認めた者

(健康担当者)

**第27条** 第25条に定める健康診断及び前条に定める保健指導に必要な専門的業務並びに第37第2項に定める健康診断の記録は、国立大学法人埼玉大学教職員労働安全衛生管理規則第10条に定める産業医が行う。

### 第3章 放射性同位元素装備機器の利用

(管理区域の境界)

**第28条** 放射性同位元素装備機器の管理区域の境界は、機器表面とする。

(機器使用室の長)

**第29条** 機器使用室の長は、放射性同位元素装備機器の安全な取扱いを図るため、機器取扱者を指名し、主任者に届け出るものとする。

2 機器使用室の長は、当該機器使用室における放射線障害の発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、機器取扱者に対し、主任者が放射線障害の発生の防止のために行う指示を遵守するよう、徹底させなければならない。

3 機器使用室の長は、装備した放射性同位元素を線源洗浄等の目的で業者に引き渡すため機器から取り外す必要が生じたときは、主任者の承認を得なければならない。

(機器取扱者)

**第30条** 機器取扱者でなければ、放射性同位元素装備機器を使用してはならない。

**第31条** 機器取扱者は、機器使用室の長の監督の下で放射性同位元素装備機器を使用しなければならない。

2 機器取扱者は、放射性同位元素装備機器の使用前に、あらかじめ所定の様式に必要な事項を記入しなければならない。

(保管)

**第32条** 機器使用室の長は、機器使用室に設置された放射性同位元素装備機器内に、放射性同位元素を保管しなければならない。

2 機器使用室の長は、機器使用室を使用していない間は、その出入扉に施錠しなければならない。

(廃棄)

**第33条** 放射性同位元素装備機器を廃棄する必要がある場合には、機器使用室の長は、主任者の承認を得た上で、許可廃棄業者等に引き渡さなければならない。

(機器使用室の汚染状況の測定)

**第34条** 機器使用室の長は、次の基準に従い、放射線測定器を用いて放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、記録しなければならない。

(1) 測定場所は、機器表面とすること。

(2) 測定時期は、放射性同位元素装備機器の使用開始前1回以上、使用開始後にあっては、6か月を超えない期間ごとに1回以上とすること。

(3) 前号の規定にかかわらず、ECD等を交換した場合は、その都度測定すること。

2 機器使用室の長は、前項の測定により汚染を発見したときは、直ちに汚染を除去する措置を講じるとともに、主任者へ報告しなければならない。

3 機器使用室の長は、前項の記録について、部局長（機器使用室を管理する部局の長をいう。以下同じ。）を経由して主任者に報告しなければならない。

(機器使用室の維持管理)

**第35条** 機器取扱者は、機器の使用中に故障その他の異常が発生し、又は発生のおそれがあることを発見した場合には、直ちに機器の使用を中止し、その旨を機器使用室の長に報告しなければならない。

2 機器使用室の長は、定期的に機器使用室の巡視点検を行うとともに、別記に定める機器使用室に関する項目及び頻度に従い、定期点検を行わなければならない。

3 機器使用室の長は、第1項の報告を受けたとき、並びに前項の巡視点検又は定期点検の際に異常を発見したときは、直ちにその旨を主任者及び学長に報告するとともに、使用の一時禁止、修理等の必要な措置を講じなければならない。

4 機器使用室の長は、前項の修理等の処置が終了したときは、その結果について主任者及び学長に報告しなければならない。

(機器取扱者への教育訓練)

**第36条** 学長は、主任者ととともに、放射線障害の発生を防止するため、機器取扱者に対し、放射性同位元素装備機器の取扱い開始前に、次に掲げる項目及び時間の教育訓練を実施するものとする。

(1) 放射線の人体に与える影響 (30分以上)

(2) 放射性同位元素装備機器の安全取扱い (60分以上)

(3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令及び国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則 (30分以上)

(4) その他放射線障害の発生の防止に関する必要な事項

2 学長は、主任者ととともに、放射線障害の発生を防止するため、機器取扱者に対し、前回の実施日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内に再教育訓練を実施するものとする。

3 機器取扱者への再教育訓練の項目及び時間については、次に掲げるものとする。

(1) 放射線の人体に与える影響 (15分以上)

(2) 放射性同位元素装備機器の安全取扱い (30分以上)

(3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令及び国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則 (10分以上)

(4) その他放射線障害の発生の防止に関する必要な事項

4 教育訓練及び再教育訓練の内容及び時間数は、主任者が計画し、委員会が決定する。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、主任者は、機器使用室の長と協議の上、第1項又は第3項に掲げる実施項目に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目の教育訓練の一部を省略することができる。

#### 第4章 記録の管理、危険時の措置及び報告等

(記録の管理)

**第37条** 主任者は、放射線障害の発生の防止及び安全確保のため、放射性同位元素等の取扱いに関する記録簿を整備保管しなければならない。

2 前項の記録簿の種類、測定及び記録すべき者、当該年度これを管理すべき者(記録内容の点検確認の事務を含む。)、次年度以降の保管者、記録の保存期間その他必要な事項は、次のとおりとする。

記録簿名称	記録者	当該年度 管理者	保管者	保存期間
放射性同位元素の受入記録	取扱者	主任者	研究推進・ 国際連携課	5年
放射性同位元素の払出記録	〃	〃	〃	〃
放射性同位元素の使用記録	〃	〃	〃	〃
装備した放射性同位元素 の使用記録	機器使用室 の 長	機器使用室 の 長	〃	〃
放射性同位元素の保管記録	取扱者	主任者	〃	〃
装備した放射性同位元素 の保管記録	機器使用室 の 長	機器使用室 の 長	〃	〃
放射性同位元素の廃棄記録	取扱者	主任者	〃	〃
放射性同位元素装備機器 の廃棄記録	機器使用室 の 長	機器使用室 の 長	〃	〃
排水の記録	安全管理 担 当 者	主任者	〃	〃
排気の記録	〃	〃	〃	〃
放射線施設の定期点検記録	安全管理者 担 当 者 の 機器使用室長	施設長 の 機器使用室長	〃 〃	〃
放射線の量の測定記録	安全管理 担 当 者	主任者	〃	〃
汚染検査の測定記録	安全管理者 担 当 者 の 機器使用室長	〃	〃	〃
教育訓練の記録	主任者	〃	〃	〃
放射線測定器の点検・校 正記録	〃	〃	〃	〃
個人被曝線量の測定記録	〃	〃	〃	永久
容易に除去し難い人体の 汚染状況の測定記録	〃	〃	〃	〃
健康診断の記録	医 師	人 教 係 事 職 課 員 長	〃	〃

3 前項の記録簿は、毎年3月31日又は放射線施設の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、所定の期間保存するものとする。

(地震等の災害時における措置)

**第38条** 安全管理担当者及び機器使用室の長は、地震、火災等の災害が起こった場合には、別記に定める項目について点検を行い、その結果を、主任者に報告しなければならない。

2 前項の点検は、地震時においては、さいたま市桜区において震度5弱以上を目安に行うものとする。

3 第1項の点検は、火災時においては、放射線施設で火災が発生した場合又は延焼した場合に行うものとする。

4 第1項の点検の結果、異常を発見した場合には、第22条第4項から第7項まで並びに第35条第3項及び第4項の規定を準用する。

(危険時の措置及び報告)

**第39条** 取扱者及び機器取扱者は、地震、火災その他災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある事態が生じたときは、直ちにその旨を主任者（機器取扱者にあつては、機器使用室の長）に報告しなければならない。

2 主任者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を学長に報告するとともに、安全管理担当者に指示し、放射線障害の発生の防止のための必要な措置を講じなければならない。

3 主任者は、第1項の報告を受けたとき、又は自らそれを知ったときには、直ちに施設長に連絡を取らなければならない。

4 機器使用室の長は、第1項の報告を受けたときは、直ちにその旨を主任者及び学長に報告するとともに、放射線障害の発生の防止のための必要な措置を講じなければならない。

5 第2項及び前項の場合において講じなければならない応急の措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 放射線施設に火災が起こり、又はこれらの施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努め、付近にいる者に避難するよう警告すること。

(2) 火災の際に、放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所に縄張り及び標識等を設け、かつ、見張り人を付け、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

(3) 地震、火災その他災害によって汚染等のおそれがある場所又は汚染等が発生した場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定して記録すること。

- 6 学長は、第2項又は第4項の報告を受けたときは、直ちに所轄消防署及び所轄警察署に通報するとともに遅滞なく原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 7 安全管理担当者及び機器使用室の長は、地震、火災その他災害発生による緊急事態が収束した後は、第22条第3項及び第35条第2項に定める点検を行わなければならない。
- 8 安全管理担当者及び機器使用室の長は、第5項の応急の措置及び前項の点検の結果を主任者に報告しなければならない。

**第40条** 取扱者又は機器取扱者は、次に掲げる事態が発生したときは、直ちに主任者（機器取扱者にあつては、機器使用室の長）に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じたとき。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度又は線量限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (5) 放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
  - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき。
  - ハ 漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき（表面密度限度を超えないとき。）。
- (6) 管理区域に立ち入った者が異常に被曝した場合又は異常に被曝したおそれのあるとき。
- (7) 事業所の境界における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
- (8) 使用その他の取扱いにおける計画外の被曝があったときであつて、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 取扱者及び機器取扱者 5 mSv

ロ その他一次立入者等 0.5mSv

- (9) その他放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

- 2 機器使用室の長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその旨を主任者に報告するとともに、放射線障害の発生の防止のための必要な措置を講じなければならない。



ない。

3 主任者は、前2項の報告を受けたときは、直ちにその旨を学長に報告するとともに、安全管理担当者に指示し、放射線障害の発生の防止のための必要な措置を講じなければならない。

4 主任者は、第1項の報告を受けたとき又は自らそれを知ったときには直ちに施設長に連絡を取らなければならない。

5 第2項及び第3項の場合において講じなければならない応急の措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 放射線障害を受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置をとること。

(2) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡大防止及び除去を行うこと。

6 学長は、第3項の報告を受けたときは、直ちに所轄警察署に通報するとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告するものとする。

(緊急作業)

**第40条の2** 主任者は、第39条第5項及び前条第5項に規定する応急の措置（以下「緊急作業」という。）に従事する者をあらかじめ定め、緊急時の対応に関する教育訓練を受けさせなければならない。

2 主任者は、緊急作業に従事した者に対して、緊急作業完了後、直ちに第25条第5項に定める場合と同様の医師の診断を受けさせなければならない。

(情報提供)

**第40条の3** 主任者は、第39条及び第40条の危険等が発生し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、学長に報告した上で、ホームページ等により外部へ情報提供しなければならない。

2 前項の情報は、次に掲げる内容とする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染の状況等による事業所外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量

(4) 応急措置の内容

(5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

(定期報告)

**第41条** 主任者及び機器使用室の長は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの

期間について、放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を当該期間の経過後3か月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

## 第5章 雑則

(事務処理)

**第42条** 学長の統括に係る事務、主任者の総括に係る事務及び実験施設に係る事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課が行う。

### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 1. 1 16規則188)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成18. 4. 1 18規則104)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18. 6. 22 18規則112)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成18. 7. 27 18規則121)

この規則は、平成18年7月27日から施行する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則96)

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27. 3. 20 26規則88)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 12. 17 27規則31)

この規則は、平成27年12月17日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 28 28規則37)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元. 7. 25 元規則18)

この規則は、令和元年7月25日から施行する。

附 則 (令和3. 9. 1 3規則11)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3. 17 3規則40)

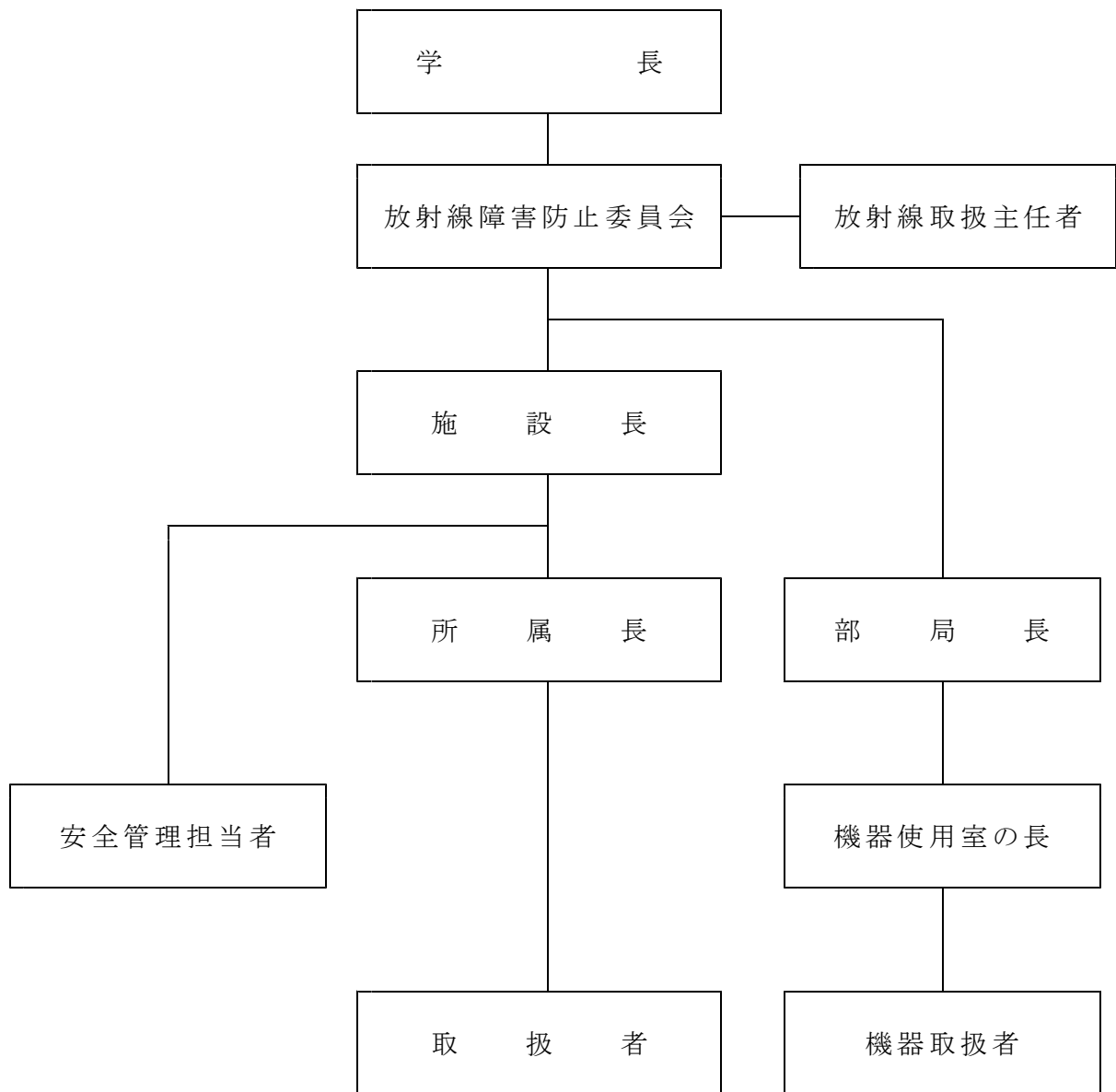
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 9. 14 5規則31)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別図（第4条関係）

組 織 図



## 別記

第22条第3項及び第35条第2項に定める定期点検の点検項目は、次のとおりとする。

点 検 項 目	点 検 細 目 等	点検頻度 (回/年以上)
1 実験施設		
1) 位置等	浸水の発生状況、本学敷地内の研究棟等の新增築の状況、敷地境界の変更の有無	2
2) 主要構造部等	貯蔵・使用・廃棄室等の耐火構造	2
3) しゃへい等	しゃへい構造	2
	しゃへい構造の破損	2
	線量が限度値以下	12
4) 管理区域		
区画等	管理区域設定の状況	2
	施設のフェンスの状況	2
線量等	線量等が限度値以下	12
標識等	「管理区域」標識の設置、破損・褪色の状況、注意事項掲示の状況	2
5) 汚染検査室		
位置等	設置位置の状況	2
構造	床、壁等の突起、くぼみ、き裂の状況	2
表面材料	表面材料の状況	2
洗浄設備	設置及び給排水の状況	2
更衣設備	設置の状況	12
除染器材	設置の状況	12
測定器	設置の状況	12
	作動の状況	2
標識	「汚染検査室」標識の設置、破損・褪色の状況	2
6) 実験室		
構造	床、壁等の突起、くぼみ、き裂の状況	2
表面材料	表面材料の状況	2
フード等	排気設備への連結の状況	2

	空気の吸込み状態（面圧、負圧）	12
流し	流し等の破損、漏水等の状況	2
換気	廊下等との圧力関係、風量の状況	12
標識	「放射性同位元素使用室」標識の設置、破損・褪色の状況	2
7) 貯蔵室		
位置	設置位置の状況	2
構造等	床、壁等の状況、開口部の閉鎖、施錠の状況	2
	表面材料の状況、開口部の状況	2
貯蔵容器	容器の適正度の状況	2
	貯蔵状態、き裂・破損時対策の状況	12
貯蔵能力	核種、数量の状況	2
標識	「貯蔵室」等標識の設置、破損・褪色の状況	2
8) 排気設備		
位置	設置位置の状況	2
排気浄化装置	設置、フィルター装着の状況、捕集効率	2
	フィルター破損等の状況	2
	作動、圧力損失の状況	12
排風機	設置の状況	2
	排気風量、ベルトの緩み	2
	異常有無の状況	12
排気管	破損、漏れ、ダンパー作動の状況	2
排気口	破損、周囲の状況	2
	排気モニターの測定性能の状況	2
標識	「排気設備」等標識の設置、破損・褪色の状況	2
9) 排水設備		
位置等	設置位置の状況	2
	床等の状況	2
排水浄化槽	設置の状況	2
	作動、破損、漏れ等の状況	2
	排水モニターの測定性能の状況	2

排水管	破損、漏れ等の状況	2
標識	「排水設備」等標識の設置、破損・褪色の状況	2
10) 保管廃棄設備		
位置等	設置、構造、施錠等の状況	2
保管廃棄容器	種類、構造、材料等の状況	2
	破損時対策の状況	12
標識	「保管廃棄設備」等標識の設置、破損・褪色の状況	2
2 機器使用室		
1) 位置等	浸水の発生状況、本学敷地内の研究棟等の新增築の状況、敷地境界の変更の有無	2
2) しゃへい等	しゃへい物の破損、欠落等の状況	2
3) 標識等	「表示付放射性同位元素装備機器使用室」標識の設置、破損・褪色の状況、注意事項掲示の状況	2
	表示の有効期間の確認	2
4) その他	施錠の状況、機器の状態、線源、放射線量の状況	2

2 定期点検実施のための点検表（チェックリスト）は、別に定める。